

第2回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成16年5月17日（月）午後1時30分～午後3時40分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

相澤修一委員，池田克俊委員，小田利正委員，金馬健二委員，末金絹枝委員，杉浦三智夫委員，立森伸康委員，的場真介委員，三宅洋子委員，森田悟委員，山口健二委員，山崎博幸委員

※井津端修司委員は都合により欠席

（事務担当者）

西村章事務局長，土居健吾民事首席書記官，松下由昭刑事首席書記官，渡邊美恵子民事訟廷管理官，奥山壮一主任書記官，劔持誠総務課長，伊藤のりえ総務課課長補佐

4 議事

- 開会宣言（総務課長）
- 所長あいさつ
- 意見交換

手続案内ビデオ「簡易裁判所民事手続案内」，「少額訴訟ってどんなもの？」を視聴した後，「受付窓口を市民の視点からどのように充実していったらよいか」について意見交換（発言の要旨は5のとおり）

- 次回の予定

日 時 10月13日（水）午後1時30分～

テーマ 「民事裁判の充実・迅速化について」

「利用しやすい裁判所の観点から庁舎一般について」

5 「受付窓口を市民の視点からどのように充実していったらよいか」についての
発言要旨（○委員，□事務担当者）

○ ビデオを拝見するなどして，簡易裁判所では随分いろいろ工夫されているということが分かったが，地方裁判所で扱う事件については，定型的なものばかりではなく，実際の窓口対応は大変なことも多いのだろうと思う。裁判所の窓口の限界として見通しも言えないという説明であったが，窓口には裁判所職員のOBであるとか司法書士，弁護士などがいて，裁判所職員とは違った立場から相談に乗るといいう仕組みがあるとよい。

○ 岡山独自で工夫していることがあるか。

□ 特定調停申立書，交通事故による損害賠償を求める調停申立書，支払督促申立書などは，岡山独自の書式を用意している。また，受付窓口にはパソコンを設置し，誰でも自由に操作して，手続案内の閲覧ができるようにしている。

○ 一般市民が何を難しいと感じるかを考えると，おそらく書類を書くということが難しいのではないか。これは難しいから専門家に依頼した方がいいというようなアドバイスをすることもあるのか。

□ 書式集を見ていただいたりするなど，窓口でできる相談はできるだけさせて
いただいている。専門家への相談をお勧めする場合もある。

○ 140万円以下の請求については簡易裁判所，それを超える請求については
地方裁判所が扱うという説明であったが，簡易裁判所の裁判と地方裁判所の裁
判は違うのか。

□ どちらの裁判所においても民事訴訟法に基づいて手続をすることは同じであ
るが，簡易裁判所は比較的軽微な事案を扱うことが予定されており，そのため，
例えば，訴えの提起においては，請求の原因に代えて紛争の要点を明らかにす
れば足りることになっているなどの違いがある。

○ 司法制度改革の中で裁判所の窓口をどのような位置付けで考えるべきか。こ
れは個人的な見解であるが，目指すべき司法は，誰でも自分一人で訴訟ができ

る司法ではなくて、専門家に委ねる部分は委ねた上で、手続の透明性が確保されている司法ではないかと考えている。本人がすべてできるというのは、かえってトラブルの元になるのではないかと危惧する。弁護士との連携を工夫するなどの方策は考えられないか。

- 現在の裁判所は人的にも物的にも、また時間的にも余裕がない状態ではないかと思う。窓口には、一人、二人くらいは職員を余分に配置するくらいのことが必要だと考える。訴訟もじっくりやっていけるような裁判所でなければならないのではないか。
- 裁判所の建物は入りにくいと言っている人もいる。そのような人たちが裁判所の手続を利用するのは難しいように思う。
- 検察庁では、被害者救済のために元職員の方を活用されていると聞いているがどのようなことをされているのか。
- 被害者支援員ということで、退職者が役所で相談に応じている。
- 被害者の立場で話を聞くという取組であろうと思う。裁判所の公平な立場を保ちつつも、もっと、相談者の立場に立った窓口相談の在り方を考えることができないか。
- 相談者の言い分を聞いて、訴状などの書類を裁判所職員が書いてやるというようなこともあっていいのではないか。
- 公正さの担保ということを考えると、なかなか難しい。書類を裁判所職員が書くということになると、相手方からは公正でないと思われる。また、訴状を裁判所職員が書いたとしても、その後の手続は本人の責任でやってもらわないといけないが、その後の手続についても裁判所がやってくれるとの誤解が生じる可能性も考えられる。
- 一般市民の立場で考えると、困ったことが生じた、さあどうしようというとき、相談する機関の一つとして、弁護士とか、ある分野の専門家とか、裁判所とかあるのだと思う。裁判所に来られた人に、紛争を解決するのは裁判所だけ

ではないんですよというお知らせはできるのではないか。例えば裁判所以外のADR機関のパンフレットなどが備え付けられていてもよい。

- 訴状や答弁書の書き方一つで利益にも不利益にもなる。相談者のために労を取ることによって問題が生じることも考えられる。本人が責任を持って手続を進めなくてはいけないということを教示する必要もある。
- 窓口業務を考えると、窓口を含めた庁舎の雰囲気などはとても重要である。庁舎の建替という節目でもあるので、新庁舎のレイアウトが固まる前に、意見を発言する機会をいただきたい。
- 利用しやすい裁判所という観点から裁判所の庁舎一般についてということで御意見を述べていただきたい。
- 裁判所の庁舎について、玄関ロビーの構造は親しみやすく、近くに相談室や待合室があるとよいし、その日の裁判の予定が集中的に一覧できるような案内板があるとよい。法廷では傍聴席でもよく証言の内容が聞こえるようにしていただきたいし、傍聴席が満席の場合には別室でモニターを見ることができるよう工夫もほしい。法廷に自然光が入るとよい。そのほか、清潔でゆったりした庁舎が望ましく、また、例えば本人が裁判所の資料を利用して訴状を書くこともできるような司法図書室があるとよい。裁判所で待ち合わせた者が打合せに使うことができるようなプライバシーが保たれる空間がほしい。駐車場はこれまでより多く駐車できるものにしていただきたい。そのためには区割りにも配慮願いたい。
- 新庁舎の概要を報告していただきたい。
- 新庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造りで、地上6階地下1階建て、延床面積は、約18,000平方メートル程度で計画しており、また、新営庁舎の敷地は、約10,000平方メートルになる予定である。

旧庁舎の床面積は、高裁支部も含めて約12,100平方メートルであったが、新庁舎は、これに比較すると約50パーセントの床面積が増加することに

なる。この増加部分は、司法サービスの充実のため施設等の整備に充てていきたいと考えている。

- 裁判の迅速化についての法律が施行された折りでもあるので、次回は、民事裁判の迅速化について意見交換をしてはかがかと考える。
- 新庁舎について、かつての駐車場程度の駐車スペースは確保できるのか。
- 新庁舎の問題は市民の声を反映させる地裁委員会の趣旨からすると適切なテーマだと考える。
- 仮庁舎の駐車場の問題については、新聞にも取り上げられているが、一度みんなで議論する必要があるのではないか。民事裁判の迅速化についても興味があるので、これと庁舎の問題のことをテーマにしてはどうか。
- 報道機関に議事を公開するかどうかについても結論が出ていないので、議論しておく必要があると考える。
- しばらくいろいろなテーマについて意見交換を続けてみてはと思う。

次回は、「民事裁判の充実・迅速化について」と「利用しやすい裁判所の観点から庁舎一般について」をテーマに意見交換をしたい。